

Client Alert

2025 年米国商標重要判決集（その 1）

15 January 2026

本アラートに関する お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
[Yosuke.Takenaka
@bakermckenzie.com](mailto:Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com)

2025 年に注目された米国の商標関連判決を紹介する。

米国最高裁判所判決（事件番号：23-900、2025 年 2 月）

Dewberry Group Inc. v. Dewberry Engineers Inc.

米国最高裁は、バージニア連邦地裁及び第 4 巡回区控訴裁判所の判断を覆し、不正使用による利益返還額の算定において、訴訟当事者でない関連会社の利益を含めることは認められないと判示した。下級審は、商標権侵害で約 4,300 万ドルの賠償を命じ、さらに弁護士費用約 370 万ドルを加算して総額約 4,700 万ドルとしたが、最高裁は「ランハム法は被告自身の利益のみを対象とする」と明言した。エレナ・ケーガン判事は、企業グループを一体として扱う下級審の手法は法的根拠を欠くと指摘した。一方、ソニア・ソトマイヨール判事の補足意見は、企業の分離原則（principles of corporate separation）が経済的実態を無視するものではないとし、企業の実態に応じた救済手段の可能性について示唆する。本判決は、商標訴訟における利益算定戦略の重要性を示すものと評価されている。

連邦巡回控訴裁判所判決（事件番号：2023-2050、2023-2051、2025 年 5 月 21 日）

In re Vetements Group AG

連邦巡回控訴裁判所は、スイスの高級ブランド Vetements Group AG による「VETEMENTS」（仏語で「衣服」）の商標登録出願を、TTAB 及び USPTO の判断に沿って取り消した。TTAB は、Lanham Act 第 2 条(e)(1)に基づき、外国語相当語の原則（foreign equivalents doctrine）を適用し、

「VETEMENTS」は英語で“clothing”と直訳され、商品の種別を指す一般用語であり登録不可と判断。連邦巡回控訴裁は、米国内でフランス語の理解者が多いことを根拠に、一般的な英語話者も「衣服」と理解するとして、原審判断を支持。現在、Vetements は最高裁への上告審を求めており、外国語商標における「直訳基準」と「消費者認識基準」のどちらを採用すべきかが争点となっている。

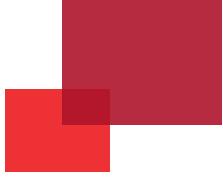
連邦巡回控訴裁判所判決（事件番号：2023-2140、2025 年 5 月 22 日）

Rebecca Curtin v. United Trademark Holdings

連邦巡回控訴裁判所は、商標登録に対する異議申立ての適格性をめぐり、TTAB の判断を検討し、Lexmark 判例の基準を再確認した。Curtin 氏は、玩具関連の商標出願に対し「公的利益」を理由に異議を申し立てたが、TTAB は却下した。控訴審は、異議申立人は単なる一般消費者ではなく、Lanham 法上「損害を受ける可能性がある」ことを示す必要があると指摘し、商標が「出所識別機能を果たすか」等の要件を満たす証拠が必要とした。本判決は、異議申立ての実務において、申立人の立場と証拠構築の重要性を明確化し、TTAB 手続におけるガイドラインとして注目されている。

米国第 9 巡回控訴裁判所判決（事件番号：24-735、2025 年 6 月）

Jaime Rogozinski v. Reddit Inc.



人気掲示板「WallStreetBets」の創設者 Rogozinski 氏が、Reddit による商標登録を阻止し自身の商標権を主張した訴訟で、第 9 巡回控訴裁判所は原告の請求を退けた。裁判所は「Reddit がサービスを提供し、ユーザーが投稿できる場を構築した」とし、Rogozinski 氏は商標の優先権を有しないと判断。Lanham 法上、商標権は「商品・サービスとの商業的使用」が要件であり、単にサブレディットで名称を使用しただけでは権利は発生しないと指摘した。2023 年に提起された本訴訟は、NFT や Brunetti 事件と同様、商標法の基本原則「商業的使用」の重要性を再確認するものとなった。なお、2025 年 12 月 8 日、米国最高裁は原告の上告を受理せず、判決が確定した。

米国第 9 巡回控訴裁判所判決（事件番号：24-879、2025 年 7 月）

Yuga Labs Inc. v. Ryder Rippes et al.

NFT 「Bored Ape Yacht Club」を巡る商標侵害訴訟で、第 9 巡回控訴裁判所は初めて「NFT は商標となり得る」と判断した。原告 Yuga Labs は、被告が同コレクションを模倣した NFT を販売したことを問題視。裁判所は「Yuga の NFT は単なる遊びではなく商標化可能」と述べ、NFT の商標性を認めたが、混同の可能性については審理が必要として地裁の略式判決を覆した。本件は、2023 年の最高裁判決（Jack Daniel's 事件）により、表現価値を理由に侵害責任を免れる「Rogers テスト」が狭義化された流れを反映。裁判所は、他人の商標を自己の商品識別に用いる場合、合衆国憲法修正第一条の保護は及ばないと明示した。この判決は、社会的批評目的であっても商業化すれば侵害リスクが高まることを意味し、NFT に限らず新技術分野でのブランド利用に対する重要な示唆を与えるものとして評価される。